

提出書類	<p>① 提出物チェックシート</p> <p>② 令和 8 年度 ボランティア団体概要書</p> <p>③ 令和 8 年度 ボランティア団体登録者名簿</p> <p>④ 令和 8 年度 ボランティア活動保険 保険料 200円/人（基本プラン） <u>社協以外から保険料助成を受けているグループ（団体）の場合、保険料は全額自己負担となり、1人350円（基本プラン）となります。</u></p> <p>⑤ 令和 8 年度 登録グループ一覧表 掲載内容確認票</p> <p>⑥ 令和 8 年度 ボランティア団体活動助成金交付申請書</p> <p>⑦ 令和 7 年度 事業報告書</p> <p>⑧ 令和 8 年度 予算書</p> <p>⑨ 令和 7 年度 決算書（前年度、助成金交付を受けた団体のみ）</p> <p>⑩ 振込先口座記入書（前年度から変更がない場合は不要）</p>
記入上の注意	<p>【②概要書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体名、活動内容など前年と変更があった場合は、新しい内容でご記入ください。 <p>【③登録者名簿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者名の漢字（例：高 or 高、渡辺 or 渡邊 or 渡邊）、フリガナは正しく記入を。 ・登録者名簿の住所は番地、部屋番号等まで正しくご記入ください。 ・独自の様式で登録者名簿を作成されている場合は、必要項目全て記入の上、提出ください。 <p>【⑦事業報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期日、ボランティア参加人数、対象者数、実施場所、活動内容をご記入ください。 ・この内容を満たした独自の事業報告書を作成している場合は、そちらをご提出いただけます（決算書についても同様です）。 ・実施回数が少ない場合…実施日ごとにご記入ください。 ・実施回数が多い場合…月ごとにまとめ、延べ数でご記入ください。
提出期限	<p><u>令和 8 年 4 月 10 日（金）</u></p> <p>※期限以降も保険加入は可能ですが、期限までの継続申込であれば、保険適用開始が 4 月 1 日から可能となりますので、お早めに加入手続きをお願いします。</p> <p>※グループ登録者名簿の加除修正、保険料をお取りまとめいただき、事務局へご提出くださいますようお願いいたします。</p>
提出先	<p>南魚沼市社会福祉協議会 本 所 南魚沼市小栗山 303-1 福祉センターしらゆり</p> <p>大和支所 南魚沼市大崎 594 - 9 湯咲荘</p> <p>塩沢支所 南魚沼市塩沢 1112 - 38</p>

⑥～⑩までの書類は
助成金交付申請を行う
団体のみご提出ください

裏面に続く

ボランティア活動保険について

複数のボランティアグループ（団体）に所属し活動をしている方は、どこか一つのグループで保険加入手続きをすれば、他のグループでの活動時に発生した補償対象事例についても補償されます。

グループ内に該当者がいる場合は、どちらのグループ（団体）で保険に加入するか確認、調整の上お申し込みください。重複加入であっても補償の金額は変わりませんので、ご注意ください。

ボランティア活動保険は、基本プラン（保険料 350 円、自己負担額 200 円）に加入いたします。災害ボランティア活動を行う場合は、天災・地震補償プラン（保険料 500 円、自己負担額 350 円）での加入をお勧めしております。

両プランとも保険料のうち150円を南魚沼市社会福祉協議会が助成します。

補償金額（保険金額）・保険料（1名あたり）

団体割引20%適用済／過去の損害率による割増適用 熱中症危険補償特約セット

保険金の種類		補償プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
賠償責任の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)		×	○	
年間保険料			350円	500円	

- ◆基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆補償期間（保険期間）の途中で加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティア（メンバー）の入替や加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

※社協以外から保険料助成を受けているグループ（団体）の場合、保険料は全額自己負担となり、1人350円（基本プラン）となります。

※社協以外の団体に保険料の助成申請をされるグループ（団体）につきまして、申請に必要な書類（保険加入証、保険料受領証など）は随時発行いたします。お申し出ください。

【ボランティア活動保険料を助成する団体・事業例】

国土交通省ボランティアサポートプログラム（国道沿いの環境美化活動）、南魚沼市など

※提出書類は、

南魚沼市社会福祉協議会ホームページの様式集（<https://www.mu-shakyo.or.jp/forms/>）内「ボランティア団体（グループ）登録」からもダウンロードできます。